平成23年３月11日
第2264号
毎週火・金曜日発行

秋田県公報

■　目　次　■

告　示
○救急病院の認定（１３１・医務薬事課）……1
○救急病院等でなくなった医療機関（１３２・医務薬事課）……1
○秋田県能代拠点地区に係る農村地域工業導入実施計画の変更（１３３・産業集積課）……2
○都市計画の変更による送付図書の縦覧（１３４、１３５・都市計画課）……7
○建設業の許可の取り消し（１３６・鹿角地域振興局総務企画部）……7
○都市計画事業の認可（１３７・仙北地域振興局建設部）……7
○都市計画事業の事業計画の変更の認可（１３８・仙北地域振興局建設部）……8
公　告
○特定非営利活動法人の設立の認証の申請（地域活力創造課）……8
○特定調達契約に係る一般競争入札の実施（情報企画課）……8
選挙管理委員会告示
○政治団体の設立の届出（１６）……10
○政治団体の届出事項に異動があった旨の届出（１７）……10
○政治団体の解散の届出（１８）……11
○政治団体の収支に関する報告書（１９）……12
○公職の候補者の資金管理団体の届出（２０）……14
○公職の候補者の資金管理団体の異動の届出（２１）……15
○選挙権を有する者の総数の50分の１の数及び３分の１の数（２２）……15
○各選挙区における選挙権を有する者の総数の３分の１の数（２３）……15
○個人演説会等を開催することができる施設の指定（２４）……16
○個人演説会等を開催することができる施設の指定解除（２５）……17
公安委員会規則
○秋田県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則（２・警務課）……17

告　　示

秋田県告示第131号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第８号）第１条第１項の規定により、次の医療機関を救急病院に認定したので、同令第２条第１項の規定に基づき、告示する。

平成23年３月11日

秋田県知事　佐　竹　敬　久

名　　称	所　　在　　地	認定の有効期限
北秋田市民病院	北秋田市下杉字上清水沢16－29	平成25年３月31日

秋田県告示第132号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第８号）第１条第１項の規定による次の救急病院が救急病院でなくなったので、同令第２条第２項の規定に基づき、告示する。

平成23年３月11日

秋田県知事　佐　竹　敬　久

名　　称	所　　在　　地	認定の有効期限

北秋中央病院	北秋田市花園町10番５号	平成22年３月31日

秋田県告示第133号

農村地域工業等導入促進法（昭和46年法律第112号）第５条第１項の規定に基づき定めた秋田県能代拠点地区に係る農村地域工業導入実施計画を平成23年３月１日付けをもって変更したので、同法第５条第９項の規定に基づき、その概要を次のとおり公表する。

なお、変更後の実施計画書は、産業労働部産業集積課に備え置いて縦覧に供する。

平成23年３月11日

秋田県知事　佐　竹　敬　久

秋田県能代拠点地区農村地域工業等導入実施計画の概要

前文

能代拠点工業等導入地区の所在する能代山本周辺地域は、秋田県北部の沿岸部に位置し、能代市（旧能代市、旧二ツ井町　人口62,858人／平成17年国勢調査）、三種町（旧琴丘町、旧山本町、旧八竜町　人口20,438人／同）、八峰町（旧八森町、旧峰浜村　人口9,012人／同）、藤里町（人口4,348人／同）の１市３町で構成されており、面積は1,191㎢である。対全県比で人口の8.25％、面積の10.24％を占め、昭和46年７月に能代山本広域市町村圏の指定を受けている。

同地域は、古くから木材産業が発達しており、木都能代として東洋一の規模を誇った。秋田県北西部に位置し、東は北秋田市・上小阿仁村、西は日本海、南は八郎湖、北は世界遺産白神山地に接しており、東北地方を縦断する奥羽山脈に源を発する一級河川米代川が市域の中央を東西に流れ日本海に注いでいる。下流部には能代平野が広がり、その両側は、広大な台地が広がり大部分が農地として活用されている。

交通条件としては、地域内をJR奥羽本線及び五能線が貫通しており、能代団地の側の東能代駅は２線の分岐点でもある。また、国道７号と国道101号が東西南北に走っており、日本海沿岸東北自動車道の整備が進み、インターチェンジが相次いで開通している。エネルギー港湾として発展してきた重要港湾の能代港は、秋田県北部に展開するエコタウン構想と相まって、広域的なリサイクル関連貨物を取り扱う総合静脈物流拠点港（リサイクルポート）として期待が高まっている。さらに隣接する北秋田市には大館能代空港が開港しており、東京便が１日２往復就航していることから、ビジネスへの利用がされている。

本地域の農業は、米を基幹として野菜、畜産等を組み入れた複合経営が行われており、豆類及び野菜の作付け割合はそれぞれ11.7％、9.6％と全県の構成比を上回っている。この結果、農業産出額は185億円にのぼり、野菜の比率は22.2％で全県の14.2％より高い。

販売農家戸数は、5,515戸で県全体の9.1％を占め、専業農家比率は17.0％で全県の13.6％より高い。また、就業人口のうち農業就業人口は12.3％と、地域の基幹産業のひとつとなっている。

しかし、本地域は農家の高齢化と共に人口の減少も続いており、このままでは地域の活性化に大きな影響を与えることが懸念される。人口減少に歯止めをかけ、さらに維持、増加することにより、快適で活力ある農村社会を形成するためには、地域に安定した就業機会を確保し、定住化を促進することが必要である。地域内へ一層の就業の場を確保することにより、就業層の地域外流出を抑制するとともに、若年層やＵターン者等の地元就業を促進することが必要である。

これらから、農村地域工業等導入促進法（昭和46年法律第112号）第５条第１項の規定に基づいて昭和47年度に定めた農村地域工業等導入実施計画を変更し、若年層、Ｕターン希望者及び農業従事者・不安定兼業従事者にとって、魅力のある就業機会を創出するとともに、認定農業者等担い手農家への農地の集積を促進し、農業と工業等との近郊ある発展を図るものとする。

この実施計画は、平成27年度までに目標を達成するものとする。

１　工業等導入地区の区域

⑴　工業等導入地区の名称

工業等導入地区の名称	団地名	関係市町村名
秋田県　能代拠点地区	能代	能代市、三種町、八峰町、藤里町

⑵　工業等導入地区の所在、地番、面積等

ア　所在地　　秋田県能代市扇田字扇渕４－１外

イ　地番、地目、面積　　造成済

ウ　面積　　929,302㎡

⑶　工業団地導入地区の地目別面積

能代工業団地（造成済）　（単位：㎡）

農地等	田		
	畑	普通畑	
		樹園地	
		草地	
	採草地・遊牧地		
	計		
宅地・その他	宅地		754,327
		うち工場用地等	754,327
	山林		
	原野		
	埋立地		
	その他		174,975
	計		929,302
合計			929,302

(4)　地域開発、土地利用計画諸法との関係

ア　地域開発法等の指定

低開発地域工業開発地区、振興山村指定地域、過疎地域、農振地域、工業再配置法（特別誘導地域）、工場適地（昭和43年度指定）、都市計画（未線引き）、地方拠点都市法（拠点都市地域）

イ　土地利用基本計画関係

未指定

ウ　都市計画関係

非線引都市計画区域（計画区分）、工業（用途区分）

エ　その他

(ア)　都市計画法による都市計画区域、市街化区域及び市街地調整区域、地域地区等が指定されているときは、その範囲及び指定年月日

都市計画区域指定　指定年月日　昭和44年５月20日

用途地域　　指定年月日　昭和49年１月１日

(イ)　工場立地法に基づく工場適地の区域、設定年度及び農地転用に関する調整の結果の状況

工場適地に指定されており、農地転用済みである。

(ウ)　農業振興地域の整備に関する法律による農業振興地域及び農用地区域の範囲及び設定年月日

農業振興地域　指定年月日　昭和47年３月30日

農用地区域　　許可年月日　昭和48年９月20日

本地域は、農業振興地域から除外されている。

2　導入すべき工業等の業種及び規模

平成27年度までに工業等導入地区に導入すべき工業等の業種及び規模は、次のとおりとする。

(1)　導入すべき業種

ア　資源リサイクル関連産業、医療関連産業、木材関連産業、食品関連産業

（以上、企業立地促進法に基づく産業集積地域である。）

イ　金属製品、一般機械器具、電気機械器具、輸送用機械器具製造業、道路貨物運送業、倉庫業、卸売業

(2)　導入すべき工業等の規模

能代工業団地

造成済面積	工場用地等の面積	754,327㎡
	公共施設用地面積	174,975㎡
	計	929,302㎡
雇用期待従業員数	男	642人
	女	603人
	計	1,245人
経済上の規模	工業出荷額	17,900,000,000円

3　導入される工業等への農業従事者の就業目標

導入される工業等に平成27年度までに就業する農業従事者（その家族を含む、以下同じ。）は、次のとおりとす

る。

能代工業団地

農業従事者の就業の目標	男	80人
	女	74人
	計	154人
雇用期待従業員数に対する農業従事者の割合	男	12.5%
	女	12.2%
	計	12.3%

4　工業等の導入と相まって促進すべき農業構造の改善に関する目標

工業等の導入と相まって、平成27年度までに促進すべき農業構造の改善に関する目標は次のとおりとする。

(1)　農家、農業就業者及び認定農業者の見通し

区　　分		平成22年度（現況）	平成27年度（目標）
農家戸数	専　業　農　家	1,455戸	1,384戸
	第１種兼業農家	869戸	944戸
	第２種兼業農家	2,463戸	1,866戸
農　家　人　口		20,460人	19,785人
農業就業者数		7,382人	6,895人
	農業専従者数	4,665人	4,312人
認定農業者数		1,190人	1,220人

(2)　認定農業者等の育成

ア　認定農業者の経営規模　　（単位：人、ha、頭、羽、箱等）

目標経営類型（作目構成）	認定農業者数		標準経営規模	
	現在（H22）	目標（H27）	現在（H22）	目標（H27）
稲	355	306	7.5	8.5
稲＋野菜	475	522	7.9	8.0
その他	360	392	8.8	9.5

イ　認定農業者への農用地の利用の集積に関する計画　　（単位：ha）

区　　分		現　在（H22）	目　標（H27）
農用地面積①		17,115	17,115
認定農業者への農用地の利用集積面積	所有面積	5,607	5,933
	所有権移転	24	30
	利用権設定	2,510	3,803
	農作業受託	664	816
	計　②	8,805	10,582
認定農業者への利用集積率②／①		51.4%	61.8%

ウ　認定農業者を中心とする生産組織の育成

本県の農業は、積雪寒冷地帯というきびしい自然条件のもとで、土地利用型農業を基調とし稲作経営を主体に発展してきた歴史的背景から稲作中心の農業構造となっているが、稲作を取り巻く厳しい経営環境を踏まえ、稲作中心の生産構造の改革と体質の強い農業経営の確立を図るため、野菜をはじめ、花き・果樹・畜産・大豆などの生産拡大に取り組み、市場競争力あふれる産地づくりを推進する必要がある。

このような状況において、農家一戸当たりの平均農用地面積は約2.1haであり規模は拡大傾向にあるが、農業所得は減少傾向にある。農村地域の活性化を図るためには、単に農業生産に止まることなく、地域に賦存する特産品や豊かな自然などの有形・無形の資源の付加価値を高めビジネスとして生かすとともに、食品製造業や観光産業などの周辺産業との連携により、新たな地場産業を創出し、農業者の所得向上と就業機会の拡大を図ることが必要である。

農業従事者の安定的な就業の促進を図るためには、農業経営の規模の拡大及び農用地等又は農用地等とすることが適当な土地の農業上の効率的かつ総合的な利用を促進するとともに、農村地域のもつ有形・無形の資源を活用したアグリビジネスの企業化、さらにはこうした活動を通じた都市との交流や消費者とのネットワークづくりなどを促進し、農業従事者の就業機会の拡大にむけた取り組みが必要である。

こうした中で、県ではこれまで地域農業を担う担い手の確保・育成を最重点の施策として取り組み、その結果、認定農業者及び集落営農組織は全国トップクラスとなっている。しかしながら、農業従事者の高齢化等により、農家数の減少が続いていることから、約８割が任意組織である集落営農の早期の法人化を図り、農地や労働力を企業的に活用できるよう育成していくこととしている。

さらに就農に必要な農業技術や経営に関する研修制度、インターネットの農業上の利活用を促進するための研修や実際の利活用の支援を行うとともに、県内各試験場等における農業技術研修や機械・施設のリース、農地等の賃借料の助成を推進する。また、意欲ある新規就農者を広範に確保するため、学校教育と連携しながら就農を啓発するほか、各農業者や市町村、農協、学校教育関係者が一体となり、将来の担い手となる子供たちに農業体験など幅広い学習機会を提供し、農業や農村への理解を深める運動を展開する。

(3)　農用地の流動化の推進、認定農業者の育成及び地域農業の組織化の方向性

本県の農業をわが国の食料供給基地として育成し、農業生産の増大と生産性の向上を図るためには、全国的にみて生産性が優位である米を基幹としつつ、規模が大きく生産性の高い農業経営を確立するとともに、今後、需要の増大が見込まれる農畜産物の生産拡大を促進する必要がある。このためには、地域農業の核となる認定農業者の育成や集落営農組織・農業法人などの生産組織の育成と、これら経営体へ農用地を利用集積するなど流動化の促進により規模拡大を図り、土地基盤の整備による農業生産性の向上と広域的な流通体制の近代化を推進する高性能、高能率機械及び施設を整備する必要がある。特に、果樹、野菜、畜産等の複合経営地帯では、農協を主体とした大規模な機械･施設利用を推進する必要がある。

こうした中で、能代山本地域は、他の地域に比較して自然的な制約が多いものの、経営規模は１戸当たり平均2.1haと県平均と同様であり、農家経済における農業依存が低く兼業化が進んでいる地域である。当地域では、地域農業の核となる認定農業者や集落営農組織・農業法人などの生産組織を積極的に育成し、その活動の定着化を図りながら農用地の効率的かつ総合的な利用、さらには農業経営基盤強化促進対策事業等による農地の流動化、農作業受委託の促進を積極的に推進して認定農業者等の経営規模の拡大に努める。

この地域では、基幹作目である稲作に土地利用型作物である大豆、野菜や果樹、花き、畜産等を組み合わせた複合経営の発展が期待でき、今後は、そうした営農形態を推進していく。

また、日本海沿岸の砂丘地、米代川流域台地については、県内における有力な野菜、花きの生産団地として団地形成が進んでいるので、畑地かんがい施設の整備を進め、畑地としての利用をさらに進める。

5　工業等の導入に伴う工場用地等と農用地等との利用の調整に関する事項

(1)　周辺農用地への影響

本導入地区は、米代川と檜山川に囲まれている旧河川敷を利用した開田地で、ほ場整備事業、かんがい排水事業、農道整備事業等の農業関連事業は実施されていないなど、農地としての利用価値が低いことから、周辺農用地へ影響を及ぼす懸念がほとんどなく、工場用地に転用している。

(2)　用地の状況

本導入地区は、既に用地を調達し、造成済みである。

(3)　用水の関係

農道および農業用水路の付け替えの必要がなく、周辺の農用地へ支障を及ぼさない。なお、地下水が豊富であるほか米代川の表流水を利用できるところから、工業用水と農業用水の競合は生じない。工場排水は、専用排水路を建設して檜山川へ排出することとし、農業等に悪影響が出ないように十分配慮する。

6　工業用地等、共同流通業務施設その他の施設の整備に関する事項

(1)　工場用地等の整備

ア　工場用地等の面積　　754,327㎡
イ　調達方法　　調達済
ウ　造成事業主体　　造成済
エ　造成年次　　造成済

(2)　共同流通業務、道路工業用水道、排水処理施設、緑地等の施設の整備

ア　共同流通業務施設

物流関連産業が導入済であり、今後も必要に応じて導入を促進していく。

イ　道路

整備済。団地内を南北に縦断する県道能代二ツ井線（幅員10m）、横断する都市計画街路向能代道地線（幅員25m）が国道７号へ0.9㎞、秋田自動車道能代東ICへ1.5㎞であることから、交通網が発達している。

ウ　工業用水道

１日10,000㎥の豊富な地下水があるほか、北側を流れる米代川の表流水も使用できるため、水源には恵まれている。

エ　排水処理施設

工業排水は、各企業で排水基準に合致するまで厳重に個別処理を行った後、二次処理を行い幹線排水路経由で檜山川に排水している。

オ　緑地等の施設

周辺住民の生活環境の保全と地区内の環境を保持するため、道路沿いに桜並木を植栽しているほか、緑地公園を整備している。また情報交換など企業間の連携を深めるための場として、交流会館を設置している。

(3)　ソフトな産業基盤の整備

工業の導入を促進するためには、研究、情報、人材育成等の各分野の条件整備が重要であり、これらのうち、日本で唯一大学に属する機関として「木材」を冠する専門教育・研究する機関である「秋田県立大学木材高度加工研究所」が当地域に立地しており、木材関連産業の集積を支援している。その他、秋田大学や秋田県立大学、国際教養大学、秋田工業専門学校、秋田県産業技術総合研究センターなど秋田市に集積する高度な学術研究機関の機能も活用していく。

機械修理・機械器具・工具の購入等対事務所サービス、連携可能な企業の確保及び従業員の教育等については、地域に集積している事業所やサービス機能を活用するほか、導入企業の高度化に対応するため、県北の工業振興のために設置された秋田県北部テクノプラザにおいて、引き続き人材育成、企業交流、情報収集及び研究開発支援等を実施し、ソフトな産業基盤の強化充実を図っていく。

(4)　生活基盤等定住条件の整備

生産と生活の場がより一層結合し、農村地域の生活水準の向上と生活様式の多様化の変化に対応するため、道路、水路、下水道などの生活環境基盤の整備や交通安全、防災、保健、文化施設などの生活環境施設の整備を引き続き実施し、定住環境の向上を図っていく。

7　労働力の需給の調整及び農業従事者の工業等への就業の円滑化に関する事項

(1)　労働力の需給の調整

工業の導入に伴う、労働力の確保については、公共職業安定所及び農業関係機関等と連絡を密にしながら、需要調整を図る。

工業導入への労働力は、農家出身者の需給を基本として、不安定就業者と新規学卒地元就業希望者を中心として確保していく。

(2)　農業従事者の工業等への就業の円滑化

公共職業安定所及び農業関係機関等の協力のもと、導入工業への就業希望者の把握、就業相談等を行い就業の円滑化を図る。

ア　能代公共職業安定所

採用年齢の条件緩和ならびに賃金、職場環境など労働条件の向上と適正化のため、導入企業に適切な市道援助を行う。

農業従事者が希望と能力に応じ、導入企業への円滑な就業を促進するため、農村人材銀行、農業者転職相談員や出稼ぎ労働者相談指導員、高齢者職業相談室などを活用し、十分な職業相談、指導を行うとともに、必要に応じ職業転換給付金の活用を図りながら職業訓練の受講を促進するなど積極的な職業紹介を要請し、円滑な就業を図る。

イ　職業訓練分野

導入工業等の需要に対応した労働力を創出するため、団地近隣に設置された市営職業訓練施設を活用し、農外就業訓練や導入工業の関連職種の訓練を積極的に行う。

また、中途採用者就業等の技術習得機会の拡大を図るため、事業内共同職業訓練の実施に対し助成を図る。

ウ　導入企業及び関係機関から得た雇用に関する情報は、広報誌等により広く周知する。

8　工業等の導入と相まって農業構造の改善を促進させるために必要な農業生産基盤の整備及び開発その他の事業に関する事項

工業等の導入と相まって操業構造の改善に関する目標を達成するため、次により事業を実施する。

（略）

9　工業等の導入に伴う公害の防止に関する事項

公害の防止、自然環境、良好な生活環境等の保全は、工業等の導入に際しての基本的条件である。

これにより、地域環境の特性を踏まえ、環境基本法等環境関係諸法令及び環境基本計画、秋田県環境基本計画等の環境保全に関する計画に基づき、すぐれた自然環境の保全及び森林、農地、水辺地等における自然環境の維持・形成に努めるとともに、公害の防止はもとよりエネルギー利用の効率化、健全な水循環機能の保全、適正なリサイクル・廃棄物処理など大気環境、水環境、土壌環境等への負荷をできる限り増加させないように努めていく。

さらに、公害関係規制法及び県公害防止条例等に基づく各種規制基準の遵守と公害防止施設の完備に万全を期すほか、産業廃棄物の適正な処理等を含め、必要に応じ企業と公害防止協定を締結する。

また、交通量の増加に伴う道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、道路の交通に起因する障

害の防止に配慮する。

10　その他必要な事項

本計画は拠点実施計画として策定され、工業等導入の推進により能代市はもとより周辺の農村地域や中山間地域の農業構造の改善及び地域活性化に資している。このため、県と地区内の市町が連携を図りながら情報収集活動や企業への情報提供活動、企業訪問等積極的な工業導入活動を展開している。

活動の推進に当たっては、平成９年に設立した県及び市町村で構成する秋田県企業誘致推進協議会を中心に、首都圏、近畿圏や中部圏における企業立地説明会の開催や地元企業からの情報収集、地元出身者の活用など県と市町村が一体となった誘致活動を展開するとともに、（財）日本立地センター等の関係機関と連携を図っていく。

また、導入された企業と地域社会の相互理解を深めるため、県、市町村、企業、農業団体、商工業団体等との情報共有を図る。

秋田県告示第134号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第２項において準用する同法第20条第１項の規定により、仙北市長から都市計画の図書の写しの送付があったので、都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成23年３月11日

秋田県知事　佐　竹　敬　久

１　縦覧に供すべき図書

角館都市計画下水道（角館町公共下水道）の変更の総括図及び計画書

２　縦覧場所

秋田市山王四丁目１番１号　建設交通部都市計画課

秋田県告示第135号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第２項において準用する同法第20条第１項の規定により、仙北市長から都市計画の図書の写しの送付があったので、都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成23年３月11日

秋田県知事　佐　竹　敬　久

１　縦覧に供すべき図書

田沢湖都市計画下水道（田沢湖町公共下水道）の変更の総括図及び計画書

２　縦覧場所

秋田市山王四丁目１番１号　建設交通部都市計画課

秋田県告示第136号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、公告する。

平成23年３月11日

秋田県知事　佐　竹　敬　久

１　処分をした年月日

平成23年３月３日

２　処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

有限会社大共建設

鹿角市尾去沢字沼田12番地４

代表取締役　安　保　長　一

秋田県知事許可（般－22）第11028号

３　処分の内容

建築工事業及びとび・土工工事業に係る一般建設業許可の取り消し

４　処分の原因となった事実

平成23年３月３日付けで建築工事業及びとび・土工工事業に係る廃業等の届出があった。

このことが建設業法第29条第１項第４号に該当する。

秋田県告示第137号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第１項の規定により、都市計画事業を認可したので、同法第62条第１項

の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成23年３月11日

秋田県知事　佐　竹　敬　久

１　施行者の名称　仙北市

２　都市計画事業の種類及び名称

角館都市計画道路事業　３・４・６号　岩瀬北野線

３　事業施行期間

平成23年３月11日から平成28年３月31日まで

４　事業地

(1)　収用の部分

秋田県仙北市角館町小館、西勝楽町、西北野、月ノ森、小勝田中川原及び大風呂地内

(2)　使用の部分

なし

秋田県告示第138号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第１項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第２項において準用する同法第62条第１項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成23年３月11日

秋田県知事　佐　竹　敬　久

１　施行者の名称　仙北市

２　都市計画事業の種類及び名称

角館都市計画下水道事業　仙北市公共下水道（角館処理区）

３　事業施行期間

昭和62年11月27日から平成25年３月31日まで

４　事業地

(1)　収用の部分

昭和62年秋田県告示第679号、平成６年秋田県告示第212号、平成９年秋田県告示第491号、平成16年秋田県告示第202号及び平成22年秋田県告示第119号の事業地に秋田県仙北市角館町雲然荒屋敷、上町屋、下町屋及び田頭を追加する。

(2)　使用の部分

変更なし

公　　告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第７号）第10条第１項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり設立の認証の申請があったので、同条第２項の規定に基づき、公告する。

平成23年３月11日

秋田県知事　佐　竹　敬　久

１　申請のあった年月日

平成23年２月28日

２　申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人　リリーフ・ライフ・アソシエーション

３　代表者の氏名

平　野　尚　史

４　主たる事務所の所在地

秋田市外旭川八柳三丁目14番41号

５　定款に記載された目的

この法人は、消費者に対して、金銭管理教育に関する事業を行い、個人資産の管理のための安定的・効率的な活動を支援し、消費者の経済環境を改善し、結果的に社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

特定調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の６第１項の規定に基づき、公告する。

平成23年３月11日

秋田県知事　佐　竹　敬　久

1　入札に付する事項

⑴　契約の名称及び数量

秋田県財務会計システムで使用する機器の調達及び保守委託業務　１式

⑵　契約内容等

入札説明書及び仕様書による。

⑶　契約期間

平成23年８月１日から平成28年12月31日まで。

ただし、契約を締結した日の属する年度の翌年度以降の歳入歳出予算において、この契約に係る金額について減額又は削除があった場合には、この契約を解除できるものとする。この場合、解除により生じた損害の賠償を請求することはできないものとする。

⑷　調達物品の設置場所

別途、仕様書で指示する場所

2　入札に参加する者に必要な資格

⑴　地方自治法施行令第167条の４の規定に該当しないこと。

⑵　当該委託契約に係る入札説明書及び仕様書の交付を受けていること。

⑶　納品しようとする機器の性能及び保守体制に係る審査書類を平成23年４月14日（木）までに提出し、審査を経ていること。

⑷　共同企業体で参加しようとする場合、次の要件を満たしていること。

ア　共同企業体の結成は自主結成とし、別途定める協定書を締結していること。

イ　構成員の全てが⑴の要件を満たすこと。

ウ　共同企業体を構成するいずれの者も、本入札に単独又は他の共同企業体の構成員として参加していないこと。

3　契約条項を示す場所等

⑴　契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

郵便番号010－8572　秋田市山王三丁目１番１号

秋田県企画振興部情報企画課（電話番号018－860－4207）

⑵　入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第29号）第１条第１項に規定する県の休日を除き、平成23年３月11日（金）から同年４月14日（木）までの期間、上記⑴の場所において午前９時から午後５時までの間に随時交付する。

4　入札執行の日時及び場所

平成23年４月21日（木）午前10時

秋田市山王三丁目１番１号　秋田県第二庁舎５階情報化研修室

5　入札保証金

秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第４号）第160条から第163条までに規定するところによる。

6　その他

⑴　契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

⑵　入札の方法

契約期間内における月額単価を入札書に記載すること。

また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の５に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

⑶　入札の無効

秋田県財務規則第166条に規定するところによる。

⑷　落札者の決定方法

予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。

ただし、落札となるべき同価の入札をした者が２人以上あるときは、くじにより決定する。

入札は２回までとし、落札者がない場合は最終の入札において有効な入札を行った者のうち、入札価格の低い者を対象として随意契約の交渉を行うことがある。

⑸　契約書作成の要否

要

(6)　提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要資料等を提出すること。

(7)　その他

詳細は、入札説明書による。

7　概要

Summary

1　Procurement and maintenance consignment for equipments with the Akita Prefecture financial accounting system

2　Deadline of the tender：10:00AM, April 21th, 2011

3　Address and contact for；the notice of contract condition, and the provision of the tender information and the article specification：Information Planning Division, Department of Planning and Promotion, Akita Prefectural Goverment, 3－1－1 Sanno, Akita City, Akita Prefecture 010－8572, Japan
Tel：018－860－4207（Japanese only）

選挙管理委員会告示

秋選管告示第16号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第６条第１項の規定により、平成23年１月１日から同月31日までの間に次の政治団体から設立の届出があったので、同法第７条の２第１項の規定に基づき、告示する。

平成23年３月11日

秋田県選挙管理委員会委員長　田　中　伸　一

1　その他の政治団体

イ　国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
福原淳嗣後援会	福　原　淳　嗣	山　内　　巖	大館市幸町２番26号	平成23年１月４日
佐賀正美後援会	阿　部　正　保	佐　賀　正　文	秋田市豊岩豊巻字内縄尻62－４	平成23年１月11日
松田とよおみ後援会	松　田　豊　臣	近　江　喜　博	秋田市御所野地蔵田二丁目４－４	平成23年１月13日
見上まり子を応援する会	見　上　万里子	見　上　裕　子	秋田市手形山中町10－16	平成23年１月21日
阿部博雄後援会	阿　部　博　雄	佐　藤　芳　美	鹿角市花輪字蒼前平46番３号　ハイツ蒼前平２－Ｅ	平成23年１月24日
市民ネット「ｒｅｂｕｉｌｄ秋田」	上　田　良　司	佐　賀　正　美	秋田市川元開和町３－２　ＮＩＷＡビル２Ｆ	平成23年１月28日
菅原こうじ後援会	菅　原　広　二	三　浦　一　昭	男鹿市脇本脇本字前野１－１	平成23年１月28日

秋選管告示第17号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第７条の規定により、平成23年１月１日から同月31日までの間に次の政治団体から届出事項に異動があった旨の届出があったので、同法第７条の２第１項の規定に基づき、告示する。

平成23年３月11日

秋田県選挙管理委員会委員長　田　中　伸　一

1　政党

政治団体の名称	異動事項	内　容		届出年月日
		新	旧	
自由民主党鹿角支部	会計責任者	田　村　清　司	柳　澤　儀一郎	平成23年１月17日

２　その他の政治団体

政治団体の名称	異動事項	内容		届出年月日
		新	旧	
佐藤こうえつ後援会	政治団体の名称	佐藤こうえつ後援会	佐藤宏悦後援会	平成23年１月６日
工藤新一後援会	主たる事務所の所在地	秋田市御野場七丁目１－12－201	秋田市中通四丁目３番31号	平成23年１月11日
	代表者	芳浦　修	高橋久也	
	会計責任者	深井文雄	富樫仁英	
中嶋洋子後援会	会計責任者	高堰映子	中嶋　厳	平成23年１月11日
ばっけの会	会計責任者	三浦　稔	加藤憲成	平成23年１月11日
下間俊悦後援会	代表者	夏井勝博	佐藤　誠	平成23年１月14日
相場金二後援会	代表者	青木　清	上村清助	平成23年１月17日
	会計責任者	小玉専治	相場春雄	
佐賀正美後援会	会計責任者	佐賀紀代子	佐賀正文	平成23年１月17日
秋田県民社協会	主たる事務所の所在地	秋田市山王七丁目４－13	秋田市川尻御休町９－33	平成23年１月20日
小畑元後援会	主たる事務所の所在地	大館市中道一丁目１－17	大館市部垂町33－２	平成23年１月21日
木鐸会	主たる事務所の所在地	大館市中道一丁目１－17	大館市部垂町33－２	平成23年１月21日
安藤豊後援会	主たる事務所の所在地	雄勝郡羽後町西馬音内字中野19－39	雄勝郡羽後町郡山字上郡８	平成23年１月24日
佐藤賢一郎連合後援会	政治団体の名称	佐藤賢一郎連合後援会	佐藤賢一郎後援会	平成23年１月24日
能登祐一の会	会計責任者	大和勇一	佐藤長俊	平成23年１月31日

秋選管告示第18号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第１項の規定により、平成23年１月１日から同月31日までの間に次の政治団体から解散の届出があったので、同条第３項の規定に基づき、告示する。

平成23年３月11日

秋田県選挙管理委員会委員長　田　中　伸　一

１　その他の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	解散年月日	届出年月日
田口かつじ後援会	草　蒭　芳　春	平成22年４月30日	平成23年１月11日
竹内まさる後援会	佐々木　隆　幸	平成22年12月31日	平成23年１月12日
鈴木忠夫後援会	宇佐美　雅　生	平成22年12月23日	平成23年１月13日
山内俊和後援会	山　内　源之丞	平成23年１月３日	平成23年１月13日
佐藤亮一後援会	牧　野　定　信	平成22年12月26日	平成23年１月17日
きし茂紀後援会	石　川　惣　一	平成22年12月30日	平成23年１月18日

草彅稲太郎後援会	三　浦　　茂	平成22年12月31日	平成23年１月20日
佐井祐助後援会	奥　山　信　雄	平成22年12月15日	平成23年１月20日
谷藤清人後援会	高　橋　一　郎	平成22年12月31日	平成23年１月28日
佐々木正勝後援会	須　田　　久	平成22年12月10日	平成23年１月31日
鈴木たかお後援会	福　井　千　里	平成22年12月31日	平成23年１月31日

秋選管告示第19号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第１項の規定により、政治団体から収支に関する報告書が提出されたので、同法第20条第１項の規定に基づき、その要旨を公表する。

平成23年３月11日

秋田県選挙管理委員会委員長　田　中　伸　一

Ⅰ　種類　政治資金規正法第17条第１項の規定による報告書

Ⅱ　報告書の要旨

１　収入及び支出のある団体

(1)　その他の政治団体

政治団体の名称　**田口かつじ後援会**（平成21年分）

報告年月日　平成23年１月11日

ア　収入・支出の総額

(ア)　収入総額　119,900円

前年からの繰越額　4,900円

本年の収入額　115,000円

(イ)　支出総額　76,159円

イ　収入・支出の内訳

(ア)　収入の内訳

個人の負担する党費又は会費　115,000円

員数　115人

合　計　115,000円

(イ)　支出の内訳

政治活動費　76,159円

機関紙誌の発行その他の事業費　76,159円

宣伝事業費　76,159円

合　計　76,159円

政治団体の名称　**田口かつじ後援会**（平成22年分）

報告年月日　平成23年１月11日

ア　収入・支出の総額

(ア)　収入総額　43,741円

前年からの繰越額　43,741円

本年の収入額　0円

(イ)　支出総額　43,200円

イ　収入・支出の内訳

(ア)　支出の内訳

政治活動費　43,200円

機関紙誌の発行その他の事業費　43,200円

宣伝事業費　43,200円

合　計　43,200円

政治団体の名称　**竹内まさる後援会**（平成22年分）

報告年月日　平成23年１月12日

ア　収入・支出の総額

㈠　収入総額	50,167円
前年からの繰越額	0円
本年の収入額	50,167円
㈡　支出総額	50,167円
イ　収入・支出の内訳	
㈠　収入の内訳	
寄附	50,167円
個人からの寄附	50,167円
その他の寄附	50,167円
合　計	50,167円
㈡　支出の内訳	
経常経費	14,167円
備品・消耗品費	12,007円
事務所費	2,160円
政治活動費	36,000円
機関紙誌の発行その他の事業費	36,000円
その他の事業費	36,000円
合　計	50,167円

政治団体の名称　**鈴木忠夫後援会**（平成22年分）
報告年月日　平成23年１月13日

ア　収入・支出の総額	
㈠　収入総額	15,000円
前年からの繰越額	10,000円
本年の収入額	5,000円
㈡　支出総額	15,000円
イ　収入・支出の内訳	
㈠　収入の内訳	
個人の負担する党費又は会費	5,000円
員数	5人
合　計	5,000円
㈡　支出の内訳	
政治活動費	15,000円
機関紙誌の発行その他の事業費	15,000円
機関紙誌の発行事業費	15,000円
合　計	15,000円

政治団体の名称　**きし茂紀後援会**（平成22年分）
報告年月日　平成23年１月18日

ア　収入・支出の総額	
㈠　収入総額	100円
前年からの繰越額	100円
本年の収入額	0円
㈡　支出総額	0円

政治団体の名称　**佐井祐助後援会**（平成22年分）
報告年月日　平成23年１月20日

ア　収入・支出の総額	
㈠　収入総額	33,476円
前年からの繰越額	33,462円
本年の収入額	14円
㈡　支出総額	0円
イ　収入・支出の内訳	
㈠　収入の内訳	
その他の収入	14円
合　計	14円

政治団体の名称　**谷藤清人後援会**（平成22年分）
報告年月日　平成23年１月28日
ア　収入・支出の総額
(ア)　収入総額　42,500円
前年からの繰越額　42,500円
本年の収入額　0円
(イ)　支出総額　0円
政治団体の名称　**鈴木たかお後援会**（平成22年分）
報告年月日　平成23年１月31日
ア　収入・支出の総額
(ア)　収入総額　453,253円
前年からの繰越額　123,196円
本年の収入額　330,057円
(イ)　支出総額　453,253円
イ　収入・支出の内訳
(ア)　収入の内訳
寄附　294,057円
個人からの寄附　294,057円
鈴木孝雄　秋田市　294,057円
機関紙誌の発行その他の事業による収入　36,000円
役員会　36,000円
合　計　330,057円
(イ)　支出の内訳
経常経費　393,253円
事務所費　393,253円
政治活動費　60,000円
機関紙誌の発行その他の事業費　60,000円
その他の事業費　60,000円
合　計　453,253円

２　収入及び支出のない団体
(1)　その他の政治団体

政治団体の名称	報告年月日
山内俊和後援会（平成23年分）	平成23年１月13日
佐藤亮一後援会（平成22年分）	平成23年１月17日
草薙稲太郎後援会（平成22年分）	平成23年１月20日
佐々木正勝後援会（平成22年分）	平成23年１月31日

秋選管告示第20号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第２項の規定により、次の公職の候補者から資金管理団体の届出があったので、同法第19条の２第１項の規定に基づき、告示する。

平成23年３月11日

秋田県選挙管理委員会委員長　田　中　伸　一

資金管理団体の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体			届出年月日
		名称	主たる事務所の所在地	代表者氏名	

福　原　淳　嗣	大館市長	福原淳嗣後援会	大館市幸町２番26号	福　原　淳　嗣	平成23年１月４日
松　田　豊　臣	秋田市議会議員	松田とよおみ後援会	秋田市御所野地蔵田二丁目４－４	松　田　豊　臣	平成23年１月13日
阿　部　博　雄	秋田県議会議員	阿部博雄後援会	鹿角市花輪蒼前平46番３号　ハイツ蒼前平２－Ｅ	阿　部　博　雄	平成23年１月24日
菅　原　広　二	秋田県議会議員	菅原こうじ後援会	男鹿市脇本脇本字前野１－１	菅　原　広　二	平成23年１月28日

秋選管告示第21号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第３項の規定により、次の公職の候補者から資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので、法第19条の２第１項の規定に基づき、告示する。

平成23年３月11日

秋田県選挙管理委員会委員長　田　中　伸　一

資金管理団体の届出事項の異動の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	異動事項	内　容		届出年月日
				新	旧	
安藤　　豊	秋田県議会議員	安藤豊後援会	主たる事務所の所在地	雄勝郡羽後町西馬音内字中野19－39	雄勝郡羽後町郡山字上郡８	平成23年１月24日

秋選管告示第22号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条、第75条、第76条、第81条及び第86条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第８条の規定による選挙権を有する者の総数の50分の１の数及び３分の１の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に６分の１を乗じて得た数と40万に３分の１を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりであるので告示する。

平成23年３月11日

秋田県選挙管理委員会委員長　田　中　伸　一

50分の１の数　　18,478

３分の１の数（選挙権を有する者の総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に６分の１を乗じて得た数と40万に３分の１を乗じて得た数とを合算して得た数）

220,649

秋選管告示第23号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条の規定による選挙区における選挙権を有する者の総数の３分の１の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に６分の１を乗じて得た数と40万に３分の１を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりであるので告示する。

平成23年３月11日

秋田県選挙管理委員会委員長　田　中　伸　一

選挙区別

秋田市	89,142
能代市山本郡	26,232
横手市	27,955
大館市	22,340
男鹿市	9,553
湯沢市雄勝郡	20,436

鹿角市鹿角郡	11,605
由利本荘市	24,037
潟上市	9,647
大仙市仙北郡	31,775
北秋田市北秋田郡	11,473
にかほ市	7,687
仙北市	8,548
南秋田郡	7,540

秋選管告示第24号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第１項第３号の規定による個人演説会等を開催することができる施設について名称等に変更があった旨、横手市選挙管理委員会から報告があったので、同条第４項の規定に基づき告示する。

平成23年３月11日

秋田県選挙管理委員会委員長　田　中　伸　一

変更後

施　設　の　名　称	施　設　の　所　在　地	変更年月日
横手市増田地区多目的研修センター	横手市増田町増田字土肥館173番地	平成23年２月18日
横手市増田体育館	横手市増田町増田字若松44番地４	平成23年２月18日
横手市平鹿体育館	横手市平鹿町浅舞字覚町後131番地２	平成23年２月18日
横手市平鹿就業改善センター	横手市平鹿町浅舞字蒋沼313番地	平成23年２月18日
横手市雄物川体育館	横手市雄物川町今宿字前田面７番地	平成23年２月18日
横手市雄物川コミュニティセンター	横手市雄物川町沼館字高畑338番地	平成23年２月18日
横手市大沢地区農村集落多目的センター	横手市雄物川町大沢字大沢182番地	平成23年２月18日
松田児童館	横手市大森町板井田字南松田44番地	平成23年２月18日
女郎出児童館	横手市大森町十日町字藤田104番地	平成23年２月18日
昼川児童館	横手市大森町上溝字昼川79番地７	平成23年２月18日
神成児童館	横手市大森町袴形字南神成49番地	平成23年２月18日
横手市克雪管理センター	横手市大森町八沢木字前田３番地８	平成23年２月18日
横手市松原団地集会所	横手市大森町上溝字松原４番地16	平成23年２月18日
横手市大森コミュニティセンター	横手市大森町字大中島276番地	平成23年２月18日
大森環境改善センター	横手市大森町袴形字東神成309番地	平成23年２月18日
横手市農村婦人の家	横手市大森町字湯の島375番地１	平成23年２月18日
横手市大森町八日町老人憩の家	横手市大森町字西野321番地	平成23年２月18日
横手市大森体育館	横手市大森町字持向157番地	平成23年２月18日
横手市大森林業者等休養福祉施設さくら荘	横手市大森町字持向165番地	平成23年２月18日
本郷児童館	横手市大森町字長助巻192番地	平成23年２月18日
菅生田児童館	横手市大森町字菅生田245番地８	平成23年２月18日
上溝児童館	横手市大森町上溝字上野337番地２	平成23年２月18日
観音寺児童館	横手市大森町上溝字観音寺87番地	平成23年２月18日
横手市武道多目的集落集会所	横手市大森町上溝字花立219番地３	平成23年２月18日
横手市百目木集落センター	横手市大森町板井田字沢田５番地	平成23年２月18日
横手市坂部多目的集落集会所	横手市大森町坂部字小屋ノ沢１番地１	平成23年２月18日
横手市十文字文化センター	横手市十文字町字西上38番地１	平成23年２月18日
横手市三重公民館	横手市十文字町十五野新田字増田道東29番地	平成23年２月18日

変更前

施　設　の　名　称	施　設　の　所　在　地	指定年月日
増田地区多目的研修センター	横手市増田町増田字土肥館173番地	昭和58年１月31日
増田体育館	横手市増田町増田字若松44番地の４	平成４年３月23日
平鹿体育館	横手市平鹿町浅舞字覚町後131番地の２	昭和55年２月29日
平鹿就業改善センター	横手市平鹿町浅舞字蒋沼313番地	昭和55年２月29日
雄物川体育館	横手市雄物川町今宿字前田面７番地	昭和62年２月20日

雄物川コミュニティセンター	横手市雄物川町沼館字高畑338番地	昭和62年２月20日
大沢多目的センター	横手市雄物川町大沢字大沢182番地	昭和62年２月20日
松田小型児童館	横手市大森町板井田字南松田44番地	昭和53年12月21日
女郎出小型児童館	横手市大森町十日町字藤田104番地	昭和53年12月21日
昼川小型児童館	横手市大森町上溝字昼川79番地７	昭和53年12月21日
神成小型児童館	横手市大森町袴形字南神成49番地	昭和53年12月21日
大森町克雪管理センター	横手市大森町八沢木字前田３番地８	昭和53年12月21日
松原団地集会所	横手市大森町上溝字松原４番地16	昭和53年12月21日
大森コミュニティセンター	横手市大森町字大中島276番地	昭和53年12月21日
大森町環境改善センター	横手市大森町袴形字東神成309番地	昭和58年２月４日
大森町農村婦人の家	横手市大森町字湯の島375番地１	昭和63年１月31日
八日町老人憩の家	横手市大森町字西野321番地	昭和63年１月31日
大森町町民体育館	横手市大森町字持向157番地	昭和63年１月31日
大森町林業者等休養福祉施設	横手市大森町字持向165番地	昭和63年１月31日
本郷小型児童館	横手市大森町字長助巻192番地	昭和63年１月31日
菅生田小型児童館	横手市大森町字菅生田245番地８	昭和63年１月31日
上溝小型児童館	横手市大森町上溝字上野337番地２	昭和63年１月31日
観音寺小型児童館	横手市大森町上溝字観音寺87番地	昭和63年１月31日
大森町武道多目的集落集会所	横手市大森町上溝字花立219番地３	昭和63年１月31日
百目木集落センター	横手市大森町板井田字沢田５番地	昭和63年１月31日
大森町坂部多目的集落集会所	横手市大森町坂部字小屋ノ沢１番地１	平成３年12月12日
十文字文化センター	横手市十文字町字西上38番地１	昭和48年４月１日
三重公民館	横手市十文字町十五野新田字増田道東29番地	昭和59年８月21日

秋選管告示第25号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第１項第３号の規定による個人演説会等を開催することができる施設について指定解除した旨横手市選挙管理委員会及び大仙市選挙管理委員会から報告があったので、同条第４項の規定に基づき、告示する。

平成23年３月11日

秋田県選挙管理委員会委員長　田　中　伸　一

施　設　の　名　称	施　設　の　所　在　地	指定解除年月日
十文字弥栄会館	横手市十文字町植田字植田45番地１	平成23年２月18日
大仙市仙北体育館	大仙市堀見内字西福嶋111番地	平成23年３月３日

公安委員会規則

秋田県公安委員会規則第２号

秋田県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成23年３月11日

秋田県公安委員会委員長　芳　賀　京　子

秋田県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

秋田県警察の組織に関する規則（昭和45年秋田県公安委員会規則第３号）の一部を次のように改正する。

第３条第１項の表生活安全部の項中「地域課」を「地域課
通信指令課」に改め、同条第２項の表地域課の項を次のように改める。

地　　域　　課	鉄道警察隊
	航空隊
	機動警察隊

第３条第２項の表中刑事企画課の項を削り、同表に次のように加える。

警備第二課	警衛警備対策室

第４条の２地域課の項第１号中「こと」の次に「（緊急配備に関することを除く。）」を加え、同項中第６号を削り、第７号を第６号とし、第８号を第７号とし、同項の次に次のように加える。

通信指令課

⑴　警察無線通信の運用及び通信指令業務に関すること。

⑵　緊急配備に関すること。

第５条刑事企画課の項中第６号及び第７号を削り、第８号を第６号とし、第９号を第７号とし、第10号を第８号とし、同条組織犯罪対策課の項中第８号を第10号とし、第７号の次に次の２号を加える。

⑻　国際的な犯罪捜査及び当該捜査に係る調整に関すること。

⑼　通訳に関すること。

第16条第１項の表中「

生活安全部	事件総括指導官	命を受け、生活安全警察に関する事件の捜査等の指導に関する事務を掌理する。
交通部	交通管理調査官	命を受け、交通規制及び交通指導取締りを重点とした交通警察管理に関する事務を掌理する。
	免許監理官	命を受け、運転免許に関する事務を掌理する。
	交通聴聞官	命を受け、運転免許の行政処分に係る聴聞及び意見の聴取に関する事務を掌理する。
	高齢者交通事故対策官	命を受け、高齢者を重点とした交通事故防止対策に関する事務を掌理する。

」を「

交通部	免許監理官	関
	交通聴聞官	行意を
	高齢者交通事故対策官	点策る

命を受け、運転免許にする事務を掌理する。

命を受け、運転免許の政処分に係る聴聞及び見の聴取に関する事務掌理する。

命を受け、高齢者を重とした交通事故防止対に関する事務を掌理す。

」に、「

刑事企画課	刑事指導官	命を受け、刑事警察実務の指導に関する事務を掌理する。
	国際捜査室長	命を受け、国際捜査室の事務を掌理する。

」を「

刑事企画課	刑事指

「

「

交通指導課	交通反則通告センター所長	命を受け、交通反則通告センターの事務を掌理し、センターの職員を指揮監督する。
	通告官	命を受け、交通反則通告行為の処理に関する事務を掌理する。
	交通事故事件捜査統括官	命を受け、専門的な知識及び技能を要する交通事故事件の捜査を統括し、当該事故事件の捜査における指導及び教養に当たる。

」を

交通指導課	
警備第二課	

導官	命を受け、刑事警察実務の指導に関する事務を掌理する。

」に、

「

地域課	通信指令室長	命を受け、通信指令室の事務を掌理し、室の職員を指揮監督する。
	通信指令副室長	命を受け、通信指令室の事務を掌理し、地域課長を補佐する。
	鉄道警察隊長	命を受け、鉄道警察隊の事務を掌理し、隊の職員を指揮監督する。
	航空隊長	命を受け、航空隊の事務を掌理し、隊の職員を指揮監督する。
	機動警察隊長	命を受け、機動警察隊の事務を掌理し、隊の職員を指揮監督する。

」を

「

地域課	通信
	航副
	機動副

	交通反則通告センター所長	命を受け、交通反則通告センターの事務を掌理し、センターの職員を指揮監督する。
	通告官	命を受け、交通反則通告行為の処理に関する事務を掌理する。
	交通事故事件捜査統括官	命を受け、専門的な知識及び技能を要する交通事故事件の捜査を統括し、当該事故事件の捜査における指導及び教養に当たる。
	警衛警備対策室長	命を受け、警衛警備対策室の事務を掌理し、室の職員を指揮監督する。

」に、

域課	鉄道警察隊長	命を受け、鉄道警察隊の事務を掌理し、隊の職員を指揮監督する。
	航空隊長	命を受け、航空隊の事務を掌理し、隊の職員を指揮監督する。
		命を受け、機動警察隊

に、「刑事調査官」を「統括検視官」に、

	機動警察隊長	の事務を掌理し、隊の職員を指揮監督する。

」

捜査第一課	強行班

「

指令官	命を受け、通信指令室の事務を処理し、地域課長を補佐する。
空隊隊長	命を受け、機動警察隊の事務を処理し、地域課長を補佐する。
警察隊隊長	命を受け、強行特捜班の事務を処理し、捜査第一課長を補佐する。
特捜長	命を受け、強行特捜班の事務を処理し、捜査第一課長を補佐する。

」を

「

地域課	航空隊副隊長	命を受け、航空隊の事務を処理し、地域課長を補佐する。
	機動警察隊副隊長	命を受け、機動警察隊の事務を処理し、地域課長を補佐する。
通信指令課	通信指令官	命を受け、通信指令課の事務を処理し、通信指令課長を補佐する。
捜査第一課	強行特捜班長	命を受け、強行特捜班の事務を処理し、捜査第一課長を補佐する。
	検視官	命を受け、死体の検視、見分、検証等の事務を処理し、捜査第一課長を補佐する。

」に改める。

第17条第１項の表刑事官の項中「鉄道警察隊」を「通信指令課」に改め、同表地域交通官の項中「警察本部生活安全部地域課」の次に「及び通信指令課」を加え、「及び警備部警備第二課」を「並びに警備部警備第二課」に改める。

附　則

この規則は、平成23年３月14日から施行する。ただし、第３条及び第４条の２の改正規定、第16条の改正規定（生活安全部及び交通部の項に係る部分、刑事企画課の項に係る部分、「刑事調査官」を「統括検視官」に改める部分及び捜査第一課の項に係る部分を除く。）並びに第17条の改正規定は同年４月１日から施行する。

発行者　秋　田　県　　秋田市山王四丁目１番１号
購読料金　一ヶ月3,675円（税込み）
印刷所　株式会社　松原印刷社　　秋田市山王七丁目５番29号
電話：018－862－8766　FAX：018－863－0005
URL http://www.matsubarainsatsu.co.jp/
印刷者　松原　繁雄　　秋田市山王七丁目５番29号